

# 国際ソロプチミスト厚木クラブ細則

Soroptimist International of Atsugi



SOROPTIMIST

Best for Women

2015年9月

## 目 次

第 1 条	クラブの名称	1
第 2 条	クラブの地域	1
第 3 条	会 員	1
第 4 条	クラブ役員と理事	2
第 5 条	理事会・特別理事会	3
第 6 条	業務例会・特別例会	3
第 7 条	定足数	3
第 8 条	資格要件	4
第 9 条	休会期間	4
第 10 条	会員の退会	4
第 11 条	指名委員会	4
第 12 条	指名および選挙手続	4
第 13 条	デレゲートの選出および経費	5
第 14 条	委員会および職務	5
第 15 条	スポンサーしている組織	5
第 16 条	会計年度	5
第 17 条	トレジャラーの身元保証	5
第 18 条	クラブの年会費および賦課金	6
第 19 条	クラブの予算・財務報告・監査	6
第 20 条	名誉会員認定	6
第 21 条	会員籍の終結	6
第 22 条	クラブ細則の改正	7
第 23 条	クラブ手続等	7
第 24 条	議事法	7

# 国際ソロプチミスト厚木クラブ細則

クラブは、効果的なクラブ運営のために細則を採択し、ソロプチミストの目的、目標およびプログラムを促進させる。ただし、国際ソロプチミスト定款、連盟細則、連盟手続ならびにリジョン細則に抵触してはならない。

## 第1条 クラブの名称

本クラブは 国際ソロプチミスト厚木と称する。

略称は「S I 厚木」とする。

注) クラブ名は、はっきりと区別のつく地名を反映し、奉仕する地域社会を表したものである。〔連盟手続B.1.〕 また、認証状に記載されているクラブ名称を変更する場合は、リジョンに申請の上、細則改正を行う。

## 第2条 クラブの地域

本クラブの地域は、厚木市・愛甲郡およびその周辺地域とする。

## 第3条 会 員

### 第1項 会員の種別

会員には2種別がある。〔連盟細則第5.01項(a)~(b)〕

(a) 正会員

(b) 終身会員〔15年以上正会員として在籍し、2001年6月30日までに手続を完了した会員〕

注) (1) リジョン・連盟の役職につけるのは適格な正会員のみ限定されており〔連盟細則第5.02項(a),(b)〕クラブレベルの役職についても終身会員は免除する。

(2) クラブの正会員は12名以上を維持する。

### 第2項 会員の構成

クラブは会員を、SIAのビジョン、使命、中心となる価値を支える地域社会の女性から招請される。〔連盟細則第5.01項(a)〕

### 第3項 会員入会の承認

招請より入会までは、下記事項に従って行われる。被推薦者に対し十分な配慮と慎重な決定に留意する。

1. 会員は、適格と考えられる人を会員候補者として推薦することができる。クラブ所定の推薦状に記入し、クラブメンバーシップ委員長へ提出する
2. メンバーシップ委員会は、被推薦者の適格性について充分検討確認をし、理事会に提出する。

3. 会長は理事会提出後7日以内に全会員に会員候補者について通知をし、10日以内に会員より文書による異議申し立てがあるときは受付け処理を行う。
4. 理事会は更に検討を重ね決定を行なう。30日以内に入会招請状を発送する。
5. 新会員の登録は、理事会が入会承諾書を受領し、所定の入会年度会費など財務義務が完了した時点で発効する。クラブは直ちにリジョンに「会員名簿カード」を提出し、指定される財務義務を履行する。

## 第4条 クラブ役員と理事

### 第1項 構成

本クラブの役員は、会長・会長エレクト・レコーディングセクレタリー・コレスポンドイングセクレタリー・トレジャラーとする。理事は2名とする。

### 第2項 任務

- (a) 会長は、業務例会・理事会の議長となり、クラブの業務処理を指導し、規約上特段の定めが無い限り全ての委員会を任命し、指名委員会を除く全ての委員会の職責委員となる。ただし、理事会の決定を変更することはできない。
- (b) 会長エレクト は、会長あるいは理事会の委嘱する任務と権限を有する。会長エレクトは次期会長となる。
- (c) レコーディングセクレタリーは、クラブ例会・理事会の議事録をとり、会員名簿・出欠席の記録ほか、諸記録の保管責任者となる。コレスポンドイングセクレタリーは、各種の通知を発送し、例会欠席者に資料を送付し、他の役員の通常任務に含まれない通信業務を担当する。
- (d) トレジャラーは、クラブの全ての資金を受領し、理事会が定める金融機関に預託する。また認可された支払をし、収支報告書等を作成する。財務委員会の職責委員となる。
- (e) 理事は、理事会からの委嘱による任務を遂行する。

### 第3項 資格

役員および理事に選ばれる会員は、クラブの定める資格要件を充たしていなくてはならない。更に会長に選ばれるには、クラブ理事会メンバー経験者が優先する。いずれも同時に2つ以上の選挙による役職に就くことはできない。〔連盟細則第5.02項(a),(d)〕

### 第4項 任期

役員の仕事は1期1年または後任が選出されるまでの間とするが、1期を超えてはならない。そして、同じ役職に重任することはできない。理事の仕事は2年とする。いずれも、選出された年の7月1日に就任する。

### 第5項 欠員

会長職が欠員となった場合、会長エレクトが会長となる。会長エレクトが欠員となった場合、クラブが選出を行なう。他の役員の欠員は、理事会メンバーによる補充を優先する。最終欠員は理事会がクラブ細則に準じて補充する。

## 第6項 解任

クラブは、クラブ理事会メンバーが任務を履行しないとき、解任理由を通告しその役職を解任することができるが、弁明の機会を与えなければならない。解任には、クラブの3分の2の賛成が必要である。

## 第5条 理事会・特別理事会

### 第1項 構成

理事会は、クラブ役員および理事で構成する。

### 第2項 会合

理事会は会長の招集により毎月1回、定例会準備期間を考慮して開催される。構成員の過半数をもって定足数とする。

### 第3項 任務

- (a) 例会の措置を変更しない限り、クラブの業務全般および資金の運営管理の責任を有する。
- (b) 採択された国際・連盟・リジョン・クラブのプログラムを実施する責任を有する。
- (c) 会員の入退会、会員籍の終結及び規律問題を処理する。

### 第4項 特別理事会

特別理事会は、理事会メンバー3名以上による要請があれば会長が招集し、開催することができる。開催は、24時間前にメンバーに知らされていなければならない。開催目的の審議のみを行う。

## 第6条 業務例会・特別例会

### 第1項 業務例会（定例会）

毎月1回の業務例会を定例会として開催し、原則として第3木曜日に開催する。ただし、理事会が提案してクラブが承認した場合は、同一月内で変更することができる。会場は、クラブが決める。

### 第2項 年次会合

毎年1回6月にクラブ年次会合を開催し、財務およびクラブ年間活動を報告する。会場は、クラブが決める。同月の定例会を年次会合とすることができる。

### 第3項 特別例会

特別例会は会長の招集により開催できるが、少なくとも開催48時間前に全会員に通知されなければならない。会場は理事会が決め、通知は書面または口頭によって行われる。開催目的の審議のみを行う。

## 第7条 定足数

例会は、投票有権者であるクラブ会員の過半数をもって定足数とする。

## 第8条 資格要件

役職の就任と投票有権者の資格をもつ適格な会員とみなされるためには、財務上の義務を果たさなければならない。クラブは会員に全ての会合への出席を奨励する。

[連盟細則第 5.02 項(a)]

## 第9条 休会期間

会員の休会は正当と認められる理由による場合、理事会によって6ヶ月を限度として許可されるが、連続12ヶ月を超えてはならない。休会期間中でも会員に求められる義務的な年会費および賦課金を納入する。また、クラブ休会中の会員は、クラブの承認によりソロプチミスト活動をすることができる。

## 第10条 会員の退会

会員が退会するときは、文書により会長に退会届を提出しなければならない。理事会が承認しクラブに報告した場合、リジョンに「退会届出書」を提出する。届け出期日により、クラブ・リジョン・連盟・国際の定めた義務的費用を退会会員は負担する。

## 第11条 指名委員会

### 第1項 構成

クラブは每期12月に適格な会員による指名委員会を組織する。すなわち、クラブが委員長、委員2名を選出する。ただし、理事会メンバーからは、1名を限度として選出できる。

### 第2項 欠員

指名委員会の欠員は、それぞれ選出された手続に準拠して補充される。

### 第3項 任期

指名委員会は、各役職者の就任により職務が終了する。

## 第12条 指名および選挙手続

1. 指名委員長は、会員に対し、各役職の候補者の推薦を依頼する。
2. 指名委員会の要請により、会員は各役職に対し適格な会員を推薦する。
3. 委員長は指名委員会を開催し、推薦された各役職候補者およびその他の適格者の審議を行う。
4. 委員長は委員会報告を行う前に、指名する候補者に、各役職に対する就任の意思の有無を確認する。
5. 選挙実施年の2月の定例会で、指名委員会は候補者に関する報告を行う。
6. 選出は3月定例会で実施する。指名委員会は再度、候補者に関する報告を行う。指名を受ける者の同意が得られることを条件に、議場より追加指名をすることができる。どの役職でも1名を超える被指名者があるときは、投票用紙による表決によって行う。

### 第13条 デレゲートの選出および経費

#### 第1項 選出

リジョン大会のデレゲートは3名とし、1名は会長またはその代理とする。  
毎年、役員および理事と同時に選出される。デレゲートの欠員は、理事会が選出し、クラブの承認を得る。連盟大会のデレゲートは、連盟大会開催年に併せて選出される。デレゲートの欠員は、理事会が選出し、クラブの承認を得る。いずれもデレゲートは適格な会員でソロプチミストに精通していなければならない。

[連盟細則第5.02項(c)(d)、リジョン細則第7条第1項(c)]

#### 第2項 経費

クラブは、連盟大会・リジョン大会に出席するデレゲートの費用を予算内で負担する。

### 第14条 委員会および職務

#### 第1項 常任委員会

プログラム委員会  
メンバーシップ委員会  
広報委員会  
財務委員会  
規約決議・SOLT委員会  
歳入委員会  
ソロプチミスト日本財団委員会

#### 第2項 特別（アドホック）委員会

年間計画委員会  
クラブは 採択により 特別委員会を設けることができる。

### 第15条 スポンサーしている組織

本クラブがスポンサーする組織は  
東京農業大学ボランティア部シグマソサエティ  
神奈川工科大学ボランティアサークル LoCoRo シグマソサエティとする。

### 第16条 会計年度

クラブの会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

### 第17条 トレジャーの身元保証

トレジャーの身元保証保険はリジョンを契約者とし、リジョン内の全てのトレジャーを被保険者として掛けられている。

## 第18条 クラブの年会費および賦課金

### 第1項 年会費

クラブは国際定款、連盟細則、リジョン細則に定められた財務義務を履行し、更にクラブの運営に支障をきたさない額の年会費を定めなければならない。

また、いかなる場合でも、外部から調達した資金をクラブ運営に使用してはならない。年会費は次の通りとし、7月・1月に納入する。

正会員	86,000円
終身会員	56,000円

### 第2項 賦課金

入会賦課金は20,000円とし、入会時に年会費と共に納入しなければならない。

## 第19条 クラブの予算・財務報告・監査

### 第1項 予算

財務委員会は、クラブの健全な運営のために予算案を作成し、理事会に提出の上、年次会合またはクラブ定例会でクラブの承認を受ける。

### 第2項 財務報告

トレジャーは、年度会計が終了後、収支報告書・財産目録等を作成する。

また、理事会の求めにより随時、上記報告書を作成する。

### 第3項 監査

年度終了後45日以内（8月14日まで）に監査（収支報告書・財産目録等、通帳類、会計帳簿、証憑書類他の監査）を行う。また、理事会の求めにより随時監査を行う。監査終了直後の定例会において、監査は報告を行ない、クラブの承認を受ける。監査は、会長、理事会、例会がそれぞれ任命する3名の適格な会員によって行われる。ただし、監査を受ける年度の理事会メンバーおよび財務・歳入担当委員は除く。

## 第20条 名誉会員認定

国・都道府県・地域社会に顕著な功績があった女性および女性の地位向上に著しく貢献した人を、クラブ名誉会員として認定することができる。名誉会員は、クラブの認める権利や特権はあるが、ソロプチミストとしての資格はない。名誉会員は他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。

## 第21条 会員籍の終結

下記の理由により、理事会の3分の2の賛成があれば、クラブ会員籍を終結することができる。ただし、弁明の機会を妨げてはならない。

1. 財務義務が6か月以上不履行のとき。
2. ソロプチミストの規約・細則に違反が認められるとき。
3. 社会的道徳的欠如により、ソロプチミストの目的・組織に悪影響を及ぼした

とき。

4. 会員資格要件を維持できなくなったとき。

## 第22条 クラブ細則の改正

クラブ細則は、いずれの業務例会でも3分の2の賛成が得られれば、改正することができる。ただし、改正案は審議される前月の定例会で、全会員に配付されていなければならない。改正された全ての細則は、日付を明示する。

注) 3分の2の賛成とは、定足数に達している定例会または正規に招集された会合において、白票や棄権を除き、合法的に投票権を与えられ出席している者が投ずる票の、少なくとも3分の2の賛成があることを意味する。

## 第23条 クラブ手続等

クラブは、本細則を補足する手続・内規・規定等を定めることができるが、いずれも本細則並びに国際ソロプチミスト定款・国際ソロプチミストアメリカ細則・連盟手続・国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン細則及び手続に抵触してはならない。

## 第24条 議事法

国際ソロプチミスト定款・国際ソロプチミストアメリカ細則および連盟手続・国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン細則および手続・クラブ細則で特に規定されていない事項については、最新版の「ロバート議事法」が議事法の権威である。

### 付 則

本細則は、2015年9月17日例会で採択した。

本細則は、2017年1月19日例会で改正した。